

議案第 32 号

多可町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

多可町老人福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町老人福祉センター条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例 第 号

多可町老人福祉センター条例（平成18年多可町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

中老人福祉センター「おもいで荘」	毎週金曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日	(1) 客室等 午前9時から午後10時まで (2) 浴室 午後1時から午後7時まで。宿泊者がいる場合には、午後1時から午後10時まで
------------------	---------------------------	---

」を「

中老人福祉センター「おもいで荘」	毎週月曜日・金曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後5時までとする。ただし、必要がある場合は許可を得て、午後10時まで
------------------	-------------------------------	---

」に改める。

別表第3 1 中老人福祉センター「おもいで荘」の表中

「

区分	金額	摘要
浴室使用料	320円	小・中学生 150円、就学前児童 無料
カラオケ使用料	1,030円	1回1時間につき

を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

多可町老人福祉センター条例新旧対照表

現 行		改 正													
別表第2 (第3条、第4条関係) <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>休館日</th> <th>開館時間</th> </tr> <tr> <td>中老人福祉センター「おもいで荘」</td> <td>毎週金曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日</td> <td>(1) 客室等 午前9時から午後10時まで (2) 浴室 午後1時から午後7時まで。宿泊者がいる場合には、午後1時から午後10時まで</td> </tr> </table>		名称	休館日	開館時間	中老人福祉センター「おもいで荘」	毎週金曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日	(1) 客室等 午前9時から午後10時まで (2) 浴室 午後1時から午後7時まで。宿泊者がいる場合には、午後1時から午後10時まで	別表第2 (第3条、第4条関係) <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>休館日</th> <th>開館時間</th> </tr> <tr> <td>中老人福祉センター「おもいで荘」</td> <td>毎週月曜日・金曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日</td> <td>午前9時から午後5時までとする。ただし、必要がある場合は許可を得て、午後10時まで</td> </tr> </table>		名称	休館日	開館時間	中老人福祉センター「おもいで荘」	毎週月曜日・金曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後5時までとする。ただし、必要がある場合は許可を得て、午後10時まで
名称	休館日	開館時間													
中老人福祉センター「おもいで荘」	毎週金曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日	(1) 客室等 午前9時から午後10時まで (2) 浴室 午後1時から午後7時まで。宿泊者がいる場合には、午後1時から午後10時まで													
名称	休館日	開館時間													
中老人福祉センター「おもいで荘」	毎週月曜日・金曜日、12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後5時までとする。ただし、必要がある場合は許可を得て、午後10時まで													
別表第3 (第8条、第16条関係) 1 中老人福祉センター「おもいで荘」		別表第3 (第8条、第16条関係) 1 中老人福祉センター「おもいで荘」													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴室使用料</td> <td>320円</td> <td>小・中学生 150円、就学前児童 無料</td> </tr> <tr> <td>カラオケ使用料</td> <td>1,030円</td> <td>1回1時間につき</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	摘要	浴室使用料	320円	小・中学生 150円、就学前児童 無料	カラオケ使用料	1,030円	1回1時間につき	(略)				
区分	金額	摘要													
浴室使用料	320円	小・中学生 150円、就学前児童 無料													
カラオケ使用料	1,030円	1回1時間につき													
備考 冷暖房を利用する場合は、各室の使用料に3割を加算する。 2 加美老人福祉センター「春蘭荘」		備考 冷暖房を利用する場合は、各室の使用料に3割を加算する。 2 加美老人福祉センター「春蘭荘」													
(略)		(略)													
備考 1 冷暖房を利用する場合は、各室の使用料に3割を加算する。 2 図書閲覧に利用する場合は、無料とする。		備考 1 冷暖房を利用する場合は、各室の使用料に3割を加算する。 2 図書閲覧に利用する場合は、無料とする。													

現 行	改 正
(略)	(略)

